

# 浄化槽台帳の整備に係る現地調査業務仕様書

## 1 趣旨

本仕様書は、佐賀県浄化槽台帳に記載している情報の精査等を図るため、確認を要する浄化槽について、現地に行き浄化槽の有無等を調査する業務の基本的な仕様を定めるものである。

## 2 遵守する関係法令等

本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、次の関係法令を遵守の上、実施するものとする。

- (1) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- (2) 浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル 第 3 版（令和 3 年 4 月）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月条例第 2 号）
- (5) 佐賀県財務規則（平成 4 年 3 月規則第 35 号）
- (6) その他関係法令

## 3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

## 4 業務概要

- (1) 実施体制・業務計画
- (2) 現地調査
- (3) (1)・(2)に付随する業務

## 5 対象地域

本業務で浄化槽台帳の整備に係る現地調査を行う地域は、佐賀県内全 20 市町とする。

## 6 貸与物

- (1) 現地調査対象浄化槽データ（約 2 千 4 百件）

本業務のために必要なデータについては、県が受託者へ貸与する。なお、貸与するデータの形式は Excel 形式とする。

- \* 市町別の件数は、別表のとおり
- \* 浄化槽の設置場所の情報については、正確な情報ではない可能性がある

- (2) 立入証

現地調査をおこなっているときに身に着ける立入証を県が受託者へ貸与（発行）する。

現地調査者それぞれに貸与（発行）する。

- (3) 調査票

7（2）③で用いる調査票及び調査票を入れる封筒について、県が受託者へ貸与する。

なお、封筒に貼り付ける切手については、受託者が用意すること。

- \* 調査票の返信先は佐賀県下水道課とし、返信後は、受託者は原則、関与しないものとする。

## 7 業務内容

「4 業務概要」に記載した本業務の進め方は以下を基本とする。業務を遂行するにあたって疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。

### (1) 実施体制・業務計画

(2) を実施するための実施体制表及び業務計画書を作成し、県に実施体制表及び計画書を提出する。内容が変更になった場合は、変更した実施体制表、業務計画書を作成し、速やかに県に提出する。

### (2) 現地調査

現地調査の確認については、浄化槽法第7条検査・第11条検査を実施したことがある者、浄化槽の保守点検を実施したことがある者又は浄化槽の清掃を実施したことがある者が実施する。

県が貸与する現地調査対象浄化槽データに記載の各浄化槽について、記載している設置場所に行き、浄化槽の使用の有無等に関して、次のとおり調査を実施する。

なお、現地調査を行うときは、県が発行した立入証を身に着ける。

- ① 対象となる現地の住所の住民等に対して、浄化槽の有無、浄化槽の使用の有無、浄化槽の管理者（使用者）及び住所（所在地）の聞き取り調査を行う。
- ② 対象となる現地の敷地内において、許可を得たうえで、浄化槽の有無及び浄化槽の使用の有無について目視確認（ブローの設置・稼働状況、浄化槽の蓋を開けて中の状況等の確認）を行う。
- ③ ①・②で浄化槽の有無等の確認ができなかった場合、調査票をポストに入れる。又は、日時を変えて、再度調査を行う。
- ④ ①～③が完了したら、指定の Web 報告フォームにより、現地の写真を添えて、即時報告を行う。この即時報告に寄り難い場合は、県が別に定める方法で、報告を行う。なお、聞き取り、目視調査で補足的な情報が得られたときは、このことについても報告を行う。

- \* 設置場所の情報が定かではなく、現地が特定できなかった場合は、その旨を報告する。
- \* 住所が同じ浄化槽である場合は、それぞれの浄化槽番号ごとに報告を行う。
- \* 現地調査を行う時間帯については、原則 9 時～17 時の間とする。
- \* 目視確認や写真撮影をするときは、民法、プライバシーを侵害する行為は行わないこと。

## 8 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の取り扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、実施するものとする。

## 9 データ等情報の管理について

- (1) 受託者は、本委託契約に係る業務が終了し、又は契約が解除されたときは、個人情報取扱特記事項第10条に基づき、速やかに本委託契約により取得した情報資産を県に返還又は漏えいを生じない方法で確実に処分しなければならないものとする。
- (2) 受託者は、本委託契約により取得した情報資産について、業務が終了したとき又は契約が解除されたときは、受託者の責任において適切に廃棄処理し、その処理結果について、全ての成果

品を提出した日から起算して 14 日、令和 9 年 3 月 12 日（金）又は契約解除日のいずれか早い日までに提出すること。

## 10 提出物・成果物

本業務で提出する物・成果物は次のとおりとする。

提出期限	提出物・成果物
契約後 2 週間以内	① 実施体制表 ② 業務計画書 ③ 個人情報の管理体制等報告書
現地調査終了後	指定の Web フォームにより、現地の写真を添えて内容を報告
令和 9 年 3 月 12 日（金）	① 報告書 A4 両面印刷により、ファイル等によりまとめたものを 2 部 ② 報告書の電子データ 報告書の電子データを格納した CD-R 等
以下のいずれか早い日 ・ 上記成果物の提出日から 14 日後 ・ 令和 9 年 3 月 12 日（金） ・ 契約解除日	本委託契約により取得した情報資産を個人情報取扱特記事項第 10 条に基づき完全に廃棄又は消去した旨を証する書面

## 11 守秘義務

本業務において、受託者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 12 費用弁償等

受託者は、本業務によって生じた損害及び事故等に対して全ての責任を負い、これに係る費用は全て受託者の負担として処理するものとする。

## 13 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、県及び受注者が協議の上、文書により決定するものとし受託者の一方的な解釈によってはならない。

(別表)

市町別現地調査対象浄化槽数

市町名	対象浄化槽数	うち、重複の設置場所を除いた 実質の現場数 (※)
佐賀市	210	209
唐津市	530	522
鳥栖市	28	27
多久市	27	27
伊万里市	83	83
武雄市	184	183
鹿島市	83	82
小城市	118	118
嬉野市	76	75
神埼市	120	118
吉野ヶ里町	4	4
基山町	20	20
上峰町	6	6
みやき町	157	154
玄海町	15	15
有田町	475	459
大町町	12	12
江北町	37	37
白石町	140	140
太良町	38	38
計	2363	2329

※ 重複している設置場所を除いた実質の現場数を示してはいるが、同一の設置場所に複数の浄化槽が設置されているものとみなしているため、調査対象の浄化槽数自体は、表のとおりである。